

## [事案 2025-22] 満期保険金支払請求

・令和 7 年 12 月 25 日 裁定打切り

### <事案の概要>

満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 53 年 7 年に契約した養老保険について、以下の理由により、満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、本契約は昭和 62 年 7 月に解約されていると主張しているが、自分に何ら連絡なしで勝手に解約されている。
- (2) 自分は、契約日の約 3 年後に左目を失明しているため、本契約は保険料払込免除になっている。保険料払込免除であるにもかかわらず、解約するはずはない。

### <保険会社の主張>

本契約は、昭和 62 年 7 月に解約済であることから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件を判断するに重要な事実となる左目の失明、保険料払込免除の請求、解約の請求等について、当事者のいずれからも当時の客観的資料の提出がされておらず、申立人の事情聴取の結果のみから、その事実関係を認定することは困難である。
- (2) 本件の事実を明らかにするためには、医療記録等を提出の上、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすることが必要不可欠であるが、裁判外紛争機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていない。